

令和8年度（2026年度）土木工事標準積算基準書等の改定について

このことについて、国土交通省は改正品確法の基本理念に則り、適正な予定価格が設定できるよう最新の実績を踏まえ、土木工事及び業務の積算基準の改定を行いました。そこで、本県土木部においても、国に準じて下記のとおり、土木工事標準積算基準書等の改定を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 改定対象基準書等

- （1）土木工事標準積算基準書
- （2）港湾請負工事積算基準
- （3）建設機械等損料算定表
- （4）設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛

2. 適用日

令和8年（2026年）8月15日以降の施行伺い決裁分から適用。

3. その他

詳細については、熊本県庁情報プラザ、土木部土木技術管理課及び各広域本部技術管理課、各地域振興局維持管理調整課で閲覧をお願いします。